

## 内閣府政策評価の見直しの方向性（案）

## 1. 現状の課題

- (1) 政策評価体系の整理
- (2) 政策評価書の内容
- (3) 部局の負担
- (4) 政策評価の審査
- (5) 総合評価方式の運用

## 2. 見直しの方向性

## (1) 政策評価体系の再整理

- 「政策評価と予算との連携強化等に向けた取組方針」(平成 20 年 2 月 6 日総務省行政評価局)を踏まえ、政策評価の単位を予算書の表示科目の単位(項・事項)に対応させるよう、政策及び施策を大括り化する方向で、改めて政策評価体系を整理する。  
※ 「政策」= 予算書上の項、「施策」= 予算書上の大事項

## (2) 評価実施時期の重点化

- 基本計画の期間は、現行の 3 年から 5 年に変更する。
- 政策評価体系に基づき事後評価を行う全ての施策について、評価方式を実績評価方式に統一し、5 年に 1 度の複数年度評価とする。
- この場合に、評価未実施の年度は、モニタリング(数値の把握)で進捗管理を行う。

## (3) 評価内容の重点化

- 施策を大括り化することを踏まえ、政策評価書において「施策目標」とは別に、これをブレイクダウンした「達成目標」を複数設定することとする。
- 「達成目標」は、「政策評価の基本方針」(平成 17 年 12 月 16 日閣議決定)を踏まえ、評価期間において、①内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきもの、②内外の社会経済情勢の変化を踏まえ見直し・改善の必要があるもの、③国民からの評価に対するニーズの高いもの等について、重点化する。

- また、「達成目標」に係る「測定指標」は、目標実現の寄与度が高いものを中心に、重点化して設定する。
- この場合に、政策評価の対象となる分担管理事務（内閣府設置法第4条第3項）と内閣補助事務（同法第4条第1項）との関係にも留意する。

#### (4) 行政事業レビュー等との連携

- 政策評価と行政事業レビューの点検とが共に5年に1度の頻度で実施することとなることから、政策評価の対象となる施策に係る事務事業を中心に行政事業レビュー公開プロセス事業を選定することとする。
- その前提として、ロジックモデルの作成等を通じて、政策評価の対象となる施策と行政事業レビューの対象となる事務事業との対応関係を整理する。
- 上記の実効性を確保するため、政策評価、行政事業レビュー及びEBPMをとりまとめる部局間の連携を強化する。
- 大綱等に基づく施策については、大綱等の期間の最終年度の直前の年度に政策評価を実施することにより、大綱等の見直し作業との検証・評価の作業との連携を図る。

#### (5) 総合評価方式の見直し

- 総合評価方式については、政策評価体系に基づく政策評価とは別に、政策の直接的効果、因果関係、外部要因の影響等に関して掘り下げた分析を行う必要があるアドホックな施策を対象に行うことを検討する。
- この場合に、他省庁の取組を参考に、予算的な支援のあり方を含めて検討する。

(参考1) 政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)(抄)

Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価

(2) 各行政機関の評価活動

各行政機関は、所掌する次のような政策について、重点的かつ計画的な評価の実施を図るものとする。

- ① 施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野において、当該行政機関が所掌する主要な政策
- ② 内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しや改善の必要があると認められる主要な政策
- ③ 国民からの評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策
- ④ 各行政機関において重点的に取り組むこととした政策

(参考2) 行政事業レビュー実施要領 (行政改革推進会議策定 (平成25年4月2日策定、平成31年3月29日改正) (抄)

## 第2部 事業の点検等

### 2. 外部有識者による点検

#### (3) 対象事業の選定

- ②チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業 (補正予算に計上された事業を含む。) の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、
- ・ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
  - ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
  - ・ 前年度の補正予算に計上された事業
    - ・ 1 (3) ⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
  - ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業
- を重点的に選定する。

以 上